

令和 7 年度 第 4 回香取市農業委員会総会議事録

令和 7 年 7 月 4 日

7月4日（金）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁7階全員協議会室に招集した。

日程第1 議案第1号 農地法第3条（委員会）

日程第2 議案第2号 農地法第5条（知事）

日程第3 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案への意見

日程第4 報告第1号 農地法第18条（通知）

日程第5 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

日程第6 報告第3号 農地法第4条制限除外

日程第7 報告第4号 軽微な農地改良の届出

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	天	野	一	雄	2番	林		勇
3番	鎌	形		力	5番	高	橋	透
6番	成	毛	和	弘	7番	芹	川	幹
8番	栗	山	雅	幸	9番	山	田	宏 一
10番	平	川	君	子	11番	高	松	多可史
12番	片	野	壽	夫	13番	飯	森	孝
14番	寺	島	美	幸	15番	海	老澤	武
16番	菅	谷	樹	雄	17番	鵜	澤	幹 司
18番	林		藤	江	19番	伊	藤	寛

1. 欠席委員 1名

4番 相 馬 孝 臣

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	管理班長	鵜	田	静	子
農地班長	佐	々	木	卓	也	副主幹	林		光 夫
主 査	菅	谷	和	美					

開会 午後 3時00分

議長 長 まず、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は18名です。欠席委員は、4番 相馬孝臣委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

◎開 会

議長 長 ただいまから令和7年度第4回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 長 まず最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員として、5番 高橋 透委員、15番 海老澤 武委員の2名を指名いたします。

◎議案の提出

議長 長 本日の提出議案についてお諮りいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第7 報告第4号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 着座にて失礼いたします。

議案第1号 農地法第3条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは1ページから6ページで、整理番号は1番から16番です。

整理番号1番は、譲渡人が農地処分のため、贈与による所有権を移転するものです。

整理番号2番、2ページ、整理番号6番、3ページ、整理番号8番及び9番、6ページ、整理番号15番、これらにつきましては、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号3番、2ページの整理番号4番及び5番、3ページ、整理番号10番、4ページ、整理番号12番、5ページ、整理番号13番は、自宅や自作地に近く耕作の利便性がよいため、売買により所有権移転を受けるものです。

3ページ、整理番号7番です。それと4ページの整理番号11番、5ページ、整理番号14番、6ページ、16番は、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、贈与により所有権移転を受けるものです。

以上16件になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班班長、菅谷樹雄委員。

16番菅谷委員 去る6月26日木曜日、午後3時30分より市役所301会議室において、第3班の事前審査会を開催しました。提出されました農地法第3条の案件は16件であります。案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

始めに、議案第1号、整理番号15番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○委員 退場)

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号15番について、18番 林 藤江委員。

18番林委員 整理番号15番について、菅谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

申請は、譲渡人が高齢により耕作できないことから農地を処分したい意向があり、農業経営の規模拡大を図りたい譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の耕作地から近く耕作利便であり、通年にわたりカブ及び米を耕作することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われるものと思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号、整理番号15番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、整理番号15番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○委員 入場)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号の15番の案件を除く15件について審議をいたします。

始めに、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 天野一雄委員。

1番天野委員 整理番号1番について、菅佐原推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農地を処分したい意向があり、このたび譲受人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く耕作利便であり、通年にわたり野菜、菊を栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番、3番について、2番 林 勇委員。

2番林委員 整理番号2番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、遠方に住居しており耕作ができないため農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く耕作利便であり、通年にわたりナス、キュウリを栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断します。

以上、調査結果を終わります。

続きまして、整理番号3番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接した利便性のよい農地を売買にて譲り受けた意向があり、農業経営廃止のため農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断します。

以上、調査報告を終わります。よろしくお願いします。

議長 次に、整理番号4番、5番について、6番 成毛和弘委員。

6番成毛委員 整理番号4番及び5番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

なお、郡推進委員会には電話にて連絡してあります。

なお、整理番号4番、5番については、譲受人が同一人であるため、一括して説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けた意向があり、農業経営廃止のため農地を処分したい譲渡人とそれぞれ売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号6番、7番について、7番 芹川 幹委員。

7番芹川委員 整理番号6番について、東推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたりトウモロコシ等を栽培するとのことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われるものと思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

整理番号7番について、東推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が高齢により耕作できないことから農地を処分したい意向があり、農地経営の規模拡大を図りたい譲受人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の耕作地から近く耕作利便なことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われるものと思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号8番、9番について、10番 平川君子委員。

10番平川委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、根本推進委員には電話にて連絡してあります。

この申請は、〇〇〇〇〇〇〇〇である譲受人が、農業経営の規模拡大のため、自作地から近く耕作に利便な農地を取得したい意向があり、高齢により耕作ができないことから農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたりサツマイモを栽培するとのことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われるものと思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続いて、整理番号9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、遠方に居住しており耕作ができないため農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったもの

です。

申請地は、譲受人の自宅から近く耕作利便であり、通年にわたりサツマイモ、トマト、キュウリを栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号10番について、11番 高松多可史委員。

1 1 番高松委員 整理番号10番について、現地調査の結果を説明します。

なお、細野推進委員には電話にて連絡してあります。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、農業経営縮小のため農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたり大豆を栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われるものと思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号11番について、12番 片野壽夫委員。

1 2 番片野委員 整理番号11番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、〇〇〇〇〇〇〇〇である譲受人が、農業経営の規模拡大のため、当該譲渡人と贈与による所有権移転の協議が調ったものであります。

申請地は、譲受人の〇〇から近く耕作利便であり、通年にわたりサツマイモを栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号12番について、14番 寺島美幸委員。

1 4 番寺島委員 整理番号12番について、宮城推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、相続して取得したが耕作ができないため農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたりサツマイモを栽培することから、所有権移転後も農地の良

好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号13番について、15番 海老澤 武委員。

1 5番海老澤委員 整理番号13番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

保科推進委員には連絡をいたしました。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、遠方に居住しており耕作ができないため農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号14番について、16番 菅谷樹雄委員。

1 6番菅谷委員 整理番号14番について、菅谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が高齢により耕作ができないことから、農地を処分したい意向があり、農業経営の規模拡大を図りたい譲受人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の耕作地から近く耕作利便であり、通年にわたり落花生及び米を耕作することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号16番については私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 整理番号16番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、相続して取得したが耕作ができないため農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く耕作利便であり、通年にわたりナス、ピーマンを栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 長 ありがとうございました。

次に、ただいま分離して審議した議案第1号、整理番号15番の案件を除く15件について審議をいたします。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号、整理番号15番の案件を除く15件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、整理番号15番の案件を除く15件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは7ページから9ページで、整理番号は3番から10番になります。

整理番号3番になります。

譲受人は、〇〇〇〇の〇〇で、転用目的は、〇〇の〇〇〇〇の駐車場用地になります。

権利の内容は、売買による所有権移転です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地でありますので、第2種農地と判断しました。

続きまして、整理番号4番、また、ページ変わります。8ページ、整理番号5番から8番、9ページ、整理番号10番についてになります。

これらは、事業計画者は異なりますが、転用目的、権利内容及び農地区分のいずれも同一内容のため、一括して説明させていただきます。

転用目的は、いずれも太陽光発電施設用地で、権利の内容は、所有権移転になります。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地でありますので、第2種農

地と判断しました。

続きまして、9 ページ、整理番号9 番になります。

転用目的は、太陽光発電施設用地になります。権利の内容は、所有権移転によるものです。農地区分は、都市計画用途地域内の第一種低層住居専用地域であるため、第3 種農地になります。

以上8 件になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3 班班長、菅谷樹雄委員。

1 6 番菅谷委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第5 条の案件は8 件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5 条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号3 番、4 番について、4 番 相馬孝臣委員でございますが、本日欠席のため、事務局より代読をお願いします。

事務局副主幹 整理番号3 番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇方面約〇〇キロ、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇に位置する農地です。

譲受人は、〇〇地区の集落に所在する〇〇〇〇ですが、既存の〇の敷地内の駐車スペースが狭く、〇〇等がある場合は近所の空き地を借り受けたり、路上駐車に対応している現状です。

また、申請地の所有者は、農業経営の縮小を考えていたことから協議が調い、申請地に新たに駐車場を設置する計画となったものです。

申請地は碎石敷きとし、駐車車両は普通車25台分、マイクロバス2 台分及び駐輪場となっており、道路境界には土砂等の流出はないよう土留めを行い、一部にはブロック塀を設置する予定です。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

なお、申請地は埋蔵文化財包蔵地ですが、文化財保護法に基づく事前の届出がなされております。

以上、調査報告を終わります。

1 2 番片野委員 整理番号6番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

申請地では整地のみで、埋立て等の造成は行いません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと思われます。

場所は、〇〇〇〇を〇〇キロほど〇〇方面に行きますと、〇〇に〇〇〇〇〇〇〇〇があります。その〇を〇に入っていくまして〇〇メートル行くと、さらに〇〇に入る道路がありますので、〇〇メートルほど入るとその現地になります。

議 長 次に、整理番号7番、8番について、14番 寺島美幸委員。

同一計画のため、一括して説明いたします。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人です。借手が見つからず、長期にわたり休耕地となっている申請地を有効活用し、再生可能エネルギーの普及促進と自社の太陽光発電事業を拡大するために、太陽光発電施設を設置するものです。

– 13 –

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

また、被害防除対策としてフェンスを設置します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号9番について、15番 海老澤 武委員。

1 5番海老澤委員 整理番号9番について、現地調査等を行った結果を説明します。

保科推進委員には連絡しました。

場所ですが、〇〇〇から〇〇〇方向に〇キロほど進むと〇〇〇〇があります。そこから〇〇〇〇方向に〇〇メートルくらい進むと〇〇〇〇があり、そこを〇〇し〇メートルぐらい〇の〇〇になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、再生可能エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では整地のみで、埋立て等の造成は行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

また、被害防除対策として、境界周囲内側にフェンスを設置します。

なお、申請地は、香取市風致地区条例の指定区域で、担当部署である香取市教育委員会とは現在協議中ですが、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号10番について、17番 鵜澤幹司委員。

1 7番鵜澤委員 整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明します。

なお、高橋推進委員には電話にて連絡してございます。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇より〇〇方面に向かいまして〇〇メートルほど行ったところを〇〇、〇〇〇を越えますと〇〇集落になりますが、ずっと〇っていただきまして、集落を越えたところから〇〇メートル行った〇〇になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、再生可能エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るた

め、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では整地のみで、埋立て等の造成は行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

また、被害防除対策として境界周囲内側にフェンスを設置します。

なお、申請地は、香取市農業振興地域整備計画に定める農用地区域の指定を令和〇年〇月〇日付で解除となっており、土地改良区などの受益地でもなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案への意見について、概要を説明します。

案件につきましては、10ページの整理番号1番から30ページの整理番号663番です。

これらは全て農地中間管理権の設定で、面積及び筆数の内訳と合計は、30ページの下段左下に記載のとおりになります。

以上の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

始めに、議案第3号、整理番号1番から74番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○ ○委員の退場を求めます。

(○番 ○○ ○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号、整理番号1番から74番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号、整理番号1番から74番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○ ○委員の入場を許可します。

(○番 ○○ ○委員 入場)

議 長 次に、議案第3号、整理番号75番から88番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号、整理番号75番から88番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号、整理番号75番から88番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場)

議 長 次に、議案第3号、整理番号89番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○ ○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○ ○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号、整理番号89番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号、整理番号89番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○ ○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○ ○委員 入場)

議 長 ただいま分離して審議した議案第3号の89件の案件を除く574件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第3号の89件の案件を除く574件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第3号の89件の案件を除く574件について、原案のとおり決定いたします。

◎日程第4 報告第1号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、通知件数は13件です。

◎日程第5 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農地法第3条の3、相続等による権利移動の届出について、届出件数は9件です。

◎日程第6 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地法第4条、制限除外について、届出除外件数は1件です。

◎日程第7 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 軽微な農地改良の届出について、届出件数は1件になります。
以上、報告いたします。

◎閉 会

議長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に對しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこのをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時52分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人